

違法駐車にご注意ください

短時間でも
駐車場を利用
しましょう



平成18年6月より

違法駐車取締りが厳しくなりました。

1. 短時間の違法駐車でも取締り対象となります
2. 民間業者も取締りを実施します

こんな時
ご注意を

- ・ 短時間のお買い物
- ・ 車を降りてちょっと観光

レンタカーご利用中に「放置駐車違反の確認標章」が取付けられたら

1. すぐに、確認標章に記載されている警察署に出頭してください。
2. 所定の手続きと反則金などの支払いをしてください。
3. レンタカーの返却は違反処理後をお願いします。

ご返却の際、弊社受付担当に、警察署で受け取った書類・領収書等をご提示ください。

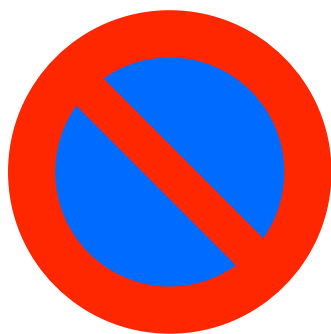
◎ご返却時に、上記のような反則金の納付が確認できない場合は、
下記金額をお預りいたします。

○普通車クラス：25,000円 ○中型車クラス：30,000円



※この場合、レンタカーの返却後に反則金を納付し、交通反則告知書と領収印のある納付書・領収証書等の書類を営業所員にご提示いただくことにより、お預りいたしました全額をご返金いたします。

違反処理を行っていただけなかった場合



レンタカーご返却までに違反処理を行っていただけなかった場合、当社が定める上記の駐車違反金「普通車：25,000円、中・大型車：30,000円」をご負担いただきます。違反処理、駐車違反金ともご対応いただけない場合は、警察、公安委員会及びレンタカー協会に報告すると共に、全国のレンタカー協会加盟店各社での今後のレンタカー貸渡をお断りいたしますので、ご注意ください。

警察に出頭・反則金納付のうえ、交通反則告知書と領収印のある納付書・領収証書等の書類を、所定の方法でご提示いただくことにより、当社にてお預かりしました駐車違反金をご返金いたします。